

平成 26 年度

資産等報告書審査意見書

平成 27 年 4 月 8 日

柳川市政治倫理審査会

柳川市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、柳川市長から審査を求められた「資産等報告書に関する審査について（依頼）」（平成27年1月15日付け26柳総務第1824号）により、平成27年2月10日に審査会を開催しました。

その審査の経過と結果は、下記のとおりです。

記

1 審査の概要

（1）資産等報告書の提出義務者

条例第9条第1項の規定により、審査会に提出された資産等報告書（「資産報告書」、「所得報告書」、「贈与報告書」、「納付状況報告書」、「関連会社等報告書」）は、議員22名とその配偶者に係るものでした。その内訳は、次のとおりです。

① 報告義務者	22名
② 報告義務者の配偶者	19名
合 計	41名

（2）資産等報告書の審査状況等

① 第1回審査（平成26年度第4回審査会）

日時 平成27年2月10日（火）

午前9時55分から午前11時35分まで

会場 柳川市役所柳川庁舎3階庁議室

＜内容＞

提出された資産等報告書の記載事項について、添付された証明書等を参考にして審査を行いました。

平成26年10月5日に実施された選挙の結果、引き続き議員となつた報告義務者から提出された資産等報告書の審査に当たっては、平成26年5月に提出され、既に当審査会で審査が終わった資産等報告書（補充報告書）との比較対照に重点を置き、審査作業の効率性にも配意して行いました。

2 審査意見

条例の規定に基づき、概ね適正に報告されていると認められます。

3 審査会からの要請

(1) 資産等報告書の正確性及び透明性の確保と、適正な審査に向けた積極的な報告の観点から次のとおり要請します。

ア 資産報告書について

単純な誤記と認められるものも見受けられましたので、報告書を提出の際に、再度記載内容を確認してください。

また、土地・建物等及び自動車等については、増加した場合だけでなく減少した場合も報告されるように検討してください。自動車税を納付済みとの記載のある一方で、資産には自動車の記載がないということが散見されましたが、減少についての記載のない現状では、記載漏れかどうかを再度確認しなければならないこともできてしまします。

イ 証明書類の添付について

報告の裏付けとなる資料として、金融機関が発行する預貯金及び借入金の残高証明書、所得税の確定申告書の写し、給与所得の源泉徴収票等の証明書類、自動車税等国税・県税の納付状況を証明する書類を添付するよう検討してください。特に、有価証券については、その金銭的評価がただちには分かりかねるものもあるため、ご検討ください。

ウ 所得報告書について

所得の種類を問わず、所得金額が100万円を超える場合は、その起因となる事実を記入することを確認してください。また、給与所得の基因となる事実には、支払元内訳を全て記入するよう報告書への記入を徹底してください。

エ 関連会社等報告書について

関連会社については、得ている収入が給与か報酬かということにも関連するため、役職の記載を確認してください。

才 報告書全般について

誤記及び記載漏れがないよう、提出前に再度点検をお願いします。今回は修正報告をお願いしましたが、間違った情報のまま閲覧に供されることがないよう、記載誤り等に気付いた時は速やかに訂正等を行ってください。

(2) 次のとおり条例及び規則の見直しを求める。

ア 資産報告書について、土地・建物等及び自動車等については、増加した場合だけでなく減少した場合も報告されるように、様式等の変更について検討してください。また、資産の増加がある場合、その購入資金等についてもあわせて報告するように検討してください。

イ 条例第6条第1項第1号カの括弧書きを削除して、当座預金や普通預金等の流動性預貯金も報告すべき資産等に含めるように是非検討してください。すべての普通預金についてまで報告することが煩雑であれば、報告時点での残高が一定金額を超えるものを報告対象とするなど、限定したうえでの報告をご検討ください。

ウ 上記（1）イの証明書類は、記載事項の信憑性を裏付けるものであるから、提出を義務付けられるように検討してください。預貯金の残高証明書は提出すべきだと考えます。

エ 収入との関連から、不動産の利用状況も報告内容に含めるように検討してください。

平成27年4月8日

柳川市政治倫理審査会

会長	桑原	義浩
副会長	立花	洋介
委員	北原	小世子
委員	富永	諭
委員	古川	佳子